

会

議

午前10時 0分開議

○議長（小泉孝敬君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎一般質問

○議長（小泉孝敬君） 昨日に引き続き一般質問を行います。

質問順位4番。1、リピーター獲得型の観光振興策について。2、白浜地区の生活道路保全について。

以上2件について、2番 中村 敦君。

〔2番 中村 敦君登壇〕

○2番（中村 敦君） 令和会の中村 敦です。

議長の通告に従い、初めての一般質問をさせていただきます。

子育て支援、福祉、防災、将来にわたり市民生活を支えるためには地域経済の活性化なくして語ることはできませんので、1つ目は、リピーター獲得型の観光振興策についてです。

去る令和初の大型連休、しかも学校まで休みの10連休という貴重な連休に、見たこともないくらいの多くの観光客が下田に押し寄せました。そこかしこに車と人であふれ、ふだん静かな商店街も大いににぎわいました。同時にまちからはこんな声が聞かれました。「この人たちはまた来てくれるだろうか」と。

下田市の観光交流客数は昭和62年の630万人をピークに減少を続け、東日本大震災以降の平成24年から29年までは290万人前後で微増微減を繰り返しております。入湯税でいえば8,000万円前後、宿泊客数でいえば96万人強で安定しています。

つまりこれは、底を打ったと言えるのではないのでしょうか。どこまで落ち続けるのかと悲観論ばかりでしたが、既に底を打っていると見てとれる推移です。

このところ明るい話題が尽きません。伊豆半島のジオパーク認定、伊豆縦貫道の区間開通とさらなる延伸見通し、静岡デスティネーションキャンペーン、東京オリンピック・パラリンピックにおける伊豆半島での自転車競技開催、アメリカサーフィンチームのホストタウン登録などなどです。

これらの効果により、今後さまざまな理由で、国内外のさまざまな地域や国から多くの人々が初めて下田を、伊豆を訪れることになるでしょう。大事なのはここからです。この方たちが何を感じ世界にどう発信するか、スマホとSNSの普及により良いうわさも悪いうわさも瞬時に広がります。一つのインスタグラム投稿が新しい観光名所をつくってしまうこともある反面、ネガティブな投稿も広まりやすいものです。

しっかり宣伝し魅力を発信し誘客することは大事ですが、来てくれたお客様を受け入れるべく受け皿の整備はもっと大事ではないでしょうか。

底を打った感もある数字を上昇に向かわせるには、290万人をキープしつつ、リピーターを増やすことで全体の上昇につながるのだと考えます。

お尋ねいたします。観光客の満足度を上げて、リピーターにつなげてゆくために、どのような観光戦略とまちづくりをお考えでしょうか。お聞かせください。

これまでゴールデンウイーク連休では何もイベントがありませんでしたが、今年は竹灯ろうによる演出を楽しむ企画、竹たのしみまくる下田が同実行委員会主催により実施されました。天候に悩まされもしましたが、結果多くの観光客にご覧いただき、夢中でシャッターを切る姿が見られました。サプライズ的にプラスアルファの思い出をつくってあげることができ、満足度アップに大いに貢献したのだと思われまます。こういう民の取り組みに予算をつけて市でしっかり応援したことはすばらしく、観光客をもてなす事業には今後もしっかり応援してあげていただきたいと思います。

あじさい祭では坂の上り下りに無料で利用できるゴルフカートが復活いたしました。高齢者や障害者、赤子連れ家族には本当にありがたいサービスであり、これぞおもてなしと言えらると思えます。さらにこの移動を助けたことで駐車場の回転率も上がり、駐車待ちの列の解消にも大いに役立っていると聞いております。このカートの復活には市長も尽力されたと聞いており、また職員もボランティアで参加しているとのことで感心しきりです。このような市長自ら先頭に立ったおもてなしの取り組みには、今後も大いに力を注ぐべきと考えます。

また第80回黒船祭では、静岡デスティネーションキャンペーンの宣伝効果もあってか、大いにぎわいをもたらしました。2日間の海上花火と盛大なパレードが功を奏したことはいうまでもないでしょう。しかし、参加者推計全体で22万人のうち、最も多い9.6万人を集客したのは商店街で開催される開国市でした。開国市は、市民と他地域からの来訪者に楽しく過ごしてもらおうと商店街と有志が知恵を絞り工夫を重ね、年々盛り上がりを見せているものです。市長は黒船祭を市民祭りから全国に発信できる観光祭りにすると言ひ、実施時期も

再検討すると宣言されました。参加者推計の数字を見る限り、開催時期とともに予算の振り方も再考の余地があると思われまます。

お尋ねいたします。今後も観光客へのおもてなし的要素を持つ事業では、竹たのしみまくる下田や開国市のような民間の力がますます必要になってくると思われまますので、他の事業も含め民間のおもてなし事業にはこれまで以上に応援していただきたいと考えまます、当局はその点はいかがお考えでしょうか。

関連して、まどが浜海遊公園と駐車場の有効利用についてです。

現在、駐車場を17時から朝8時半の夜間に閉鎖してありますが、24時間のうち8時間30分しか利用できず、早朝や夕方に散歩もマランンができなくなった、あるいはトラックなどにとっては135号線の数少ない休息場所でもある、あるいは観光客に冷た過ぎるなど市民から多くの不満の声が上がっています。観光客から見てもとても冷たい、嫌がらせを受けているような印象で、一日も早く解消されたい。

ここに、県のアンケート調査の結果がございます。インターネットで公表されております。

アンケートボックスでの調査では、回答者271名、閉鎖賛成が31%、反対は56%です。反対の中には有料化を検討や時間・期間を再検討してほしいなど建設的な項目が含まれております。公園利用者への直接聞き取り調査では回答者167名、賛成が40%、反対が41%とほぼ同数ですが、やはり反対の中には有料化や時間・期間を再検討などの建設的意見が含まれております。

両アンケートを合算いたしますと、回答者438名、賛成34%、反対50%、回答なし16%となり、夜間閉鎖する、してよいという民意も根拠も読み取ることはできません。社会実験も実施してあります。平成29年12月、9日間の社会実験として夜間閉鎖をし、特に問題がなかったと結論づけてあります。しかし、12月中旬ではほぼ真冬であり、夕方5時では真っ暗で寒くて、まして夜です。利用者がいなくて当たり前だと思われまます。今の時期から夏であれば、夕方5時は昼間同様であり、全く違う結果が出たかもしれません。

夏の一時、無法地帯化してやむなく閉鎖したことは理解してあります。しかし、このまま未来永劫閉鎖したままでしょうか。

夏に、駐車場にワゴン車やキャンピングカーなどが押し寄せバーベキューをし、騒いだと聞いてあります。裏を返せば、今はやりのキャンピングカーをとめる場所が必要であり、誰もが大好きなバーベキューをできる場所が求められているのです。

下田には、多目的に使える広い土地がないということで、かつて巨費を投じて埋め立てて

つくったこの海辺の一等地の管理を県から任されているにもかかわらず、活用し切れないでいる事実がここにございます。観光行楽地下田の全体構想の意味でも、みなとまちゾーンの活性化の意味でも、観光客に優しく利便性を向上させ、なおかつ民間が外貨をかせげるフィールドを行政はつくるべきです。

お尋ねいたします。まどが浜駐車場と海遊公園の利用方法は一緒くたである必要はなく、この際切り離して考え、有料化とルールづくりも含めた有効利用の中で、つまりは観光客の利便性向上、満足度アップにつながるものと考えますが、今後についてどのような考えと施策をお持ちでしょうか。

関連しまして白浜大浜海水浴場についてです。

下田の9つの海水浴場のうち、白浜大浜だけが問題のある特殊な状況にあることは言うまでもありません。当局含めた全市民の共通の認識なのに、いつまでこれを放置するおつもりでしょうか。

先日南伊豆で大量の麻薬が発見され、文字どおり水際で防げたことは大変評価できますが、白浜の不法営業の利益が反社会勢力に流れているとの憶測は昔からあり、もしそうであれば、そういったお金の使い道はそういうものになってゆくことも考えられ、下田の治安と青少年の育成にも悪影響を及ぼす危険性を多分に含んでおります。

白浜の子育て世代、年頃の子を持つ世代にとっては、夏は不安と恐怖にかられて暮らしているのです。日が落ちてからは子供だけで歩かせることはできない、バス停は1つ前でおろさせて車で迎えに行く、歩道が占拠されていて親子で歩くにも怖いなどなどです。善良な市民があらぬ暴力を受けたとか、子供がさらわれたとか、いたずらされたとか、そういった事件が起きてからでは遅いのです。

市長は安心安全なまちづくりに取り組まれ、防災、減災において実績を積まれております。自然災害は数十年、数百年に一度ですが、白浜の脅威は毎年訪れ、だからこそ白浜の住民の子供たちの安心安全に真剣に取り組んでいただきたいのです。

夏期対策協議会がございます。市も、県も、警察も、海保も、そして各地域の代表のそうそうたるメンバーが集い、海水浴場の安全、安心で、楽しく楽しめる場所として維持するべく大変機能していると評価しております。しかし、吉佐美も、外浦も、田牛も何も参集する中で、予算を含む全体協議であり、白浜大浜固有の極めて特殊な事情に関して協議した実績はなく、結果が伴ったこともございません。今季においても同様でしょう。

事実、状況は年々悪化しており、違法業者が一つ減ったとの情報もございますが、白浜住

民の不安を取り除くことに、治安の改善に何ら貢献しておりません。

白浜は下田の玄関であり、伊豆の顔でもあり、この治安の悪さは白浜だけの問題ではございません。この白浜の夏の印象が、下田の、伊豆の印象になるのであれば大きな損失といえます。海水浴場条例の監督者は下田市であるので、市が本当の意味で本腰を入れて取り組まなくては改善されませんが、ここに至るには長い年月のさまざまな経緯もあり、簡単でないことは理解しているつもりです。県と市の条例改正も含め、より強く治安維持の権限を持つ警察と地域も連携して取り組まなくてはいけません、その音頭を取ることができるのはやはり市当局なのです。

既に有志議員で、時に観光交流課長も同行していただき、警察、土木、地域局に相談に伺いましたところ、同様の意見をいただきました。これまでも市当局は状況改善のために最善を尽くしたと思います。だからこそ言えるのは、これまでのやり方、去年と同じやり方ではだめだということです。

お尋ねいたします。今年も夏は目の前です。市民と観光客の安心と安全を守るべく、ひいては海水浴場のさらなる発展のために、昨年より少しでも改善の方向に向かうよう取り組まなくてはいけません、県も警察も地域も巻き込み協働すべく、一歩でも半歩でも前進するよう市長と当局で音頭を取っていただけますでしょうか。

以上、リピーター獲得型の観光振興策についての質問と関連質問でした。

2つ目です。白浜地区の生活道路保全について。

河津と下田を結ぶ国道135号線は、過去も二度大きく崩れて通行どめになっており、大雨や地震などの自然災害に弱い道路と言わざるを得ません。また、観光シーズンには交通事故もたびたび起こり渋滞いたします。その点、旧道と呼ばれる赤間白浜線は土地の形状に合わせて無理なくつくられているために、災害に強く渋滞もありませんので、ゆえに今でも非常に多くの市民の生活道路として使われております。

今、市街地では避難路が着々と整備されており、より災害に強い街に変わりつつありますが、白浜においては、旧道は生活道路であり、避難路でもあり、防災路でもあり、必須の道です。

しかし、その生活道路が今、かつて見たこともないくらい荒れております。頭上からは木や竹が覆いかぶさり、大雨が降ればとたんに折れて道を塞ぎます。路肩は枯れ枝が溜まり、雑草が茂り、道幅を狭くしております。本来車同士がすれ違える場所も、消防車も救急車もすれ違う事ができない道路になってしまいます。

生活道路については壊れてから直すのではなく、防災の意味からも、日頃からの定期的な整備が必要ですが、どのように取り組んでおられますでしょうか。特に赤間白浜線は早急に点検整備していただきたいのが住民の要望ですが、どのようにお考えで、今後どのように実施されますでしょうか。

以上、主旨質問とさせていただきます。

○議長（小泉孝敬君） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（福井祐輔君） それでは、中村議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、リピーター型の観光戦略についてでございますけれども、市としてはやはりリピーターというのは非常に重視しなければいけないということで、市の観光資源もそういう観光客の方に何回も訪れていただけるような価値のあるものだというふうに考えております。特に海岸、そしてジオサイト、そして史跡、そして祭り、こういうこのイベントとか名所旧跡については、私は世界に誇れる観光地だというふうに思っております。

しかし、議員ご指摘のとおり、下田に至るまでのアクセスに関しては非常に観光客から不満を持たれておりまして、414号線、135号線、136号線との道路線形が悪いということ、そして特に夏の期間でありますけれども、混雑が、渋滞で本当に東京まで11時間ぐらいかかるというふうなときもあります。そういう環境が、非常に下田としては観光資源を生かし切れない周辺の環境にあるということも確かであります。

それを打開するために、現在伊豆縦貫自動車道の早期完成と、そしてそれに続くアクセス道路の構築、そういうところを国あるいは県に要請をしております。特に県には県道の落合縄地線、この県道を早く完成していただくようにということも要望しております。そして、135号の武浜横枕線に接続するその道路、そういうものを拡幅等の要請もしております。

市の行政としては環境を整えるということに、今までも尽力してまいりました。これからも、特に伊豆縦貫自動車道の早期開通について尽力していきたいということでもあります。そして、観光施設の整備に関しても、訪れて何回も来たいというふうなものに整えていきたいと。昨日も沢登議員の質問にもお答えしましたがけれども、トイレの整備等とそういうところも進めていきたいというふうに考えております。

しかしながら、そうはいつても、レポートして来たいというふうに一番影響力を持つのは、やっぱり訪れた先だというふうに思うんです。

ディズニーランドは今年間2,500万の人が訪れています。これは東京都の人口の約2倍、

年間で2,500万の人が訪れた。そして、専門機関が調査した結果、97%の人がリピーターであるというふうにその数字が出ております。ディズニーランドとして、どういうふうな努力をしているかという点5点あるんですけども、1つは徹底的な顧客志向のキャスト教育、そして2番目に常にショーやイベントが期間ごとに入れかわっている、3番目に来場者に退屈をさせない、4番目に非日常的空間を徹底的に演出する、5番目にアトラクションやショーイベントの豊富さ、こういうものを着意をしてディズニーランドとしては日々営業しているということでございます。

そういった観点からも、訪れる先の方々にもディズニーランドのような志向を持って接客していただけるというふうなことも大事なんじゃないかというふうに思います。

このリピーターも大切ですけども、私はもう一つは、欧米のパッケージ、いわゆるパッケージ、長期間の長期滞在型の観光地としても脱皮していくということが必要じゃないかというふうに思っております。

特に、ある業者は高級ホテルを下田につくって、そして高級な客を下田に呼びたいと、その欧米の方たちの、これインバウンドの一つですけども、欧米の富裕層を呼んで、下田でそのホテルを営業したいというふうな構想を持っている方もいるというふうに聞いておりますので、そういうその事業も支援をしていきたいというふうに思います。

この観光戦略につきましては、今までのこの観光戦略でいいのかどうかということも含めて、これからの下田の観光戦略を考えるということで、観光戦略会議というものを今年度設けるということで予算化しておりますので、今後そういう会議を利用して、これには海外居住の経験者等も含めて広い知識を持った方たちを参集していただきまして、これから協議を重ねていきたいというふうに思っております。

次に、白浜の海水浴場のご質問につきましては、これ以上のことはできないのかということでございますけれども、下田市としては条例に基づいて、下田市の最大限の権限で今まで対応してきております。

そういうことで、この一番の欠陥がやっぱり白浜海水浴場にはサービスがないんです。そういうところにその業者が入って、海水浴客もニーズがございます、飲みたい、食べたい、そして日陰が欲しいとか、そういうニーズがありますので、そういうニーズに応えているのが、今いわゆる違法業者でございます。そういうその違法業者に対して競争原理を働かせようと、今その違法業者が独占企業的にやっていますので、この公が運営する海の家に類するものをつくって、必要なものを販売して、競争原理を働かせて、そういうところから違法業

者も撤退させようというふうな考えで、今年度350万円の予算をつけております。

ぜひこれを実現できれば、一步前に進むんじゃないかというふうに思っていますので、中村議員もそういうそのプロジェクトにぜひ参加していただいて、今お聞きするところによりますといろいろ地元の人たちが不安に思っているということがあるようですので、そういう点も警察等と協力して解消して、ぜひ実現に向けて市としてもリードとっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、赤間白浜線の道路に関しては、これは非常に災害のときも、そして先ほど申し上げました渋滞の解消にも非常に大きな役割を果たす道路だというふうに考えております。市としても重視しなければいけない市道でございます。しっかりとこれは整備をしていくということでやっておりますので、また細部は各課の答弁に期待していただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 観光交流課長。

○観光交流課長（永井達彦君） それでは私のほうからは、リピーター獲得型の観光振興策についての観光客の満足度を上げてリピーターにつなげていくための戦略についてのご質問にお答えさせていただきます。

平成25年度から令和2年度までの8年計画の下田市観光まちづくり推進計画に沿って事業を進めております。暮らす人も、訪れる人も快適な町を目指すというもので、美しい里山づくりプロジェクト、世界一の海づくりプロジェクト、30カラースプロジェクト、美味しいまちづくりプロジェクトの4つのプロジェクトを掲げております。観光協会、商工会議所等と連携し、目標に向けて取り組んでいるところでございます。

前回よりもバージョンアップしなければ、行かなければ、お客さんは来ません。新しい企画を、取り組みことが重要であると考えます。

昨年から来年までの4月から6月までの間、静岡デスティネーションキャンペーンが展開されています。JR6社、自治体、観光協会、観光施設等が一体となって全国へPRしています。

また、オンライン・トラベル・エージェントを活用し情報発信を行っております。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるアメリカ合衆国のホストタウンに登録され、昨年2月にはUSAサーフィンチームと事前キャンプに関する覚書を締結しました。それに伴いアメリカの選手を招き、小・中学生との交流を図っております。

その選手により下田の海や下田の魅力が世界中に発信されていると確信をしております。

また、下田市ロケーションサービスを立ち上げ、ロケ誘致や支援を行っており、撮影の件数も増加しております。ロケ地巡りをしていただけるようロケ地マップを作成いたしました。

また、観光協会等と連携し、首都圏を中心に観光キャンペーンを行っております。

シティープロモーションアドバイザーを、下田市観光協会に配置しています地域おこし協力隊員の活用も図っております。

また、全体的に電子的媒体の利用により広く下田のアピールを行っております。

海外においては、美しい伊豆創造センターと連携し対台湾での観光PRを行っております。また、台湾のFMラジオパーソナリティーの方を通じ、市長のコメントを入れた5分程度の下田市のPR動画を台湾のテレビ局で放映をしていただいております。

先ほど市長の答弁にありましたように、今年度観光戦略会議を立ち上げまして、下田の魅力化観光戦略の方向性等を協議していきたいと考えております。

続きまして、開国市のような民間への応援についてのご質問ですが、ここは非常に必要に応じて応援をしていきたいというふうに考えております。

次に、白浜大浜についてのご質問ですが、白浜大浜の鉄柵につきましては、原田支部、伊豆白浜観光協会、下田警察署と協議を進めているところでございます。議員の皆様にも引き続きご支援とご協力をお願いしたいと思います。

私のほうからは以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） それでは、私のほうからまどが浜海遊公園の夜間駐車場閉鎖についてお答えさせていただきます。

まどが浜海遊公園につきましては、静岡県が所有する公園施設であり、施設の軽微な維持修繕、清掃等を市が受託しているものでございます。

駐車場の夜間閉鎖につきましては、議員のおっしゃるとおり、夏季に車中泊を目的とした車両が押し寄せ公園内が無法地帯化するばかりか、国道の通行にも支障を来すほどの混乱状態となったこともあり、公園駐車場としての適正な利用を図るため夜間閉鎖をしているものでございます。

議員もご存じのとおり閉鎖に当たってアンケート調査を実施しているのですが、反対意見の中には「近くの職場に勤務しているが駐車場がない」「運転中の休息の場として貴重である」「乗り合わせの拠点として便利である」といったような公園の駐車場としてはや

や的外れな意見が多数あったとのことでした。このようなことから、現状では静岡県としましては公園駐車場として夜間の開放ということは考えていないということでございます。

まどが浜海遊公園の有効活用につきまして、下田市関係行政機関及び関係民間団体で構成する下田市みなと町ゾーン活性化協議会で検討しているところでございます。今後、公園自体の活用方法も含め、駐車場の利活用方法の検討の中で、将来的には公園駐車場という位置づけにこだわらない利用形態をとる場合、夜間の無料開放あるいは有料化という可能性はございます。

続きまして、市道赤間白浜線の関係でございます。

市道赤間白浜線を初めとした市道703路線、総延長約236キロメートルの日頃の維持管理整備につきましては、2名の臨時作業員を雇用し、自分たちで対応可能な小規模な修繕や清掃、草刈り等を行っているものでございます。限られた人員の中で全ての路線について万全な整備ができているとは言いがたい状況でございますが、例年利用が増える夏の海水浴シーズン前に市道赤間白浜線を初め、使用頻度の高い市道を巡回し、必要があれば修理等の整備をしております。

道路保全につきまして、どの時期にどの路線を整備するのが効率的なのかをよく考え取り組んでいきたいと考えております。とは申しましても、すみません、目の行き届かない点もあるかと思えます。議員お気づきの点、例えばピンポイントでここが道路破損しているよとか、側溝のふたが外れて危険だよとか、お気づきの点ありましたら建設課のほうへ直接言ってきていただければできる限りの対応はしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○議長（小泉孝敬君） 中村 敦君。

○2番（中村 敦君） ありがとうございます。

まず、市長からの答弁でディズニーランドの話まで聞かせていただき大変参考になります。このそういった話はぜひ職員に向かって示していただきたいですし、いつも寂しい駅前の演出なども含め、まさにそのディズニーランドが取り組んでいるような形のものを観光地下田の将来のビジョンとして示していただいて、それに沿って、今後始まるその観光戦略会議でいいものに、いい会議にしていきたいなと思えます。

若干トイレのお話しが出ましたけれども、防波堤のトイレですとか、大川端のトイレですとかは和式しかありませんのでそういったものも、欧米人あるいは今どきの都会の人にとっては正直トイレと呼べる代物ではございませんので、そういったところも観光戦略会議の中

と一緒に整備のほうを考えていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

それから、白浜大浜の問題に関してですけれども、サービスがないから違法業者が入り込む余地があるのだと、確かにおっしゃるとおりです。予算をつけたので、これで区のほうで売店をやりなさいと非常にありがたい話なんですけれども、それがなかなか簡単にはい、ありがとうございます、じゃ、やらせていただきますとならない、現在もなっておりません。

なぜかと言ったら、これが相手が善良な市民であれば普通にルールの中で自由競争の原理が働くのです。ですけれども、違法なことを違法とわかっていてやる人たちです。善良な市民ではないんです、残念ながら。ですから、この問題は根深いんですけれども。じゃ、その人たちと浜で経済戦争しなさいというのかと、それはできません。怖くてできません。過去も嫌がらせがありました。そういう中で簡単に、じゃ、売店やらせていただきますと言えない状況があるんです。

だから、地域としては何を求めているかと言ったら、その治安を守るべく市当局、そしてさらに強権を持つ警察力をもって治安を守ることに全力を注いでいただきたい。それを約束していただけるなら、区のほうも動けるよというところまで今来ているんです。そこについてももう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

それから、まどが浜海遊公園については今後公園駐車場という枠組みにとらわれない有効な利用を早く検討していただけるということですので、ぜひそのようにしていただきたいと思います。

先ほども言いましたけれども、観光地下田としての全体構想の中で、ある程度余裕のあるスペース、無料の休憩所であったり、駐車場であったり、そういうものは絶対に必要であって、そういう部分でうまく機能していたと思うんです。ただ、そこに一部無法者が入り込んで治安が悪化したと、無法地帯化したということは残念ですけれども、本当にただその人たちだけのために多くの市民と観光客が不利益をこうむるのは、これは本当に本筋ではありませんので、ぜひ早急に対応していただきたいと思います。

白浜の旧道赤間白浜線については、白井課長がおっしゃるように、特に悪いところが何箇所もありますので、その辺はまた打ち合わせしていきたいと思います。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 観光交流課長。

○観光交流課長（永井達彦君） 私のほうから、白浜大浜の取り締まりといたしましうか、についてのご質問ですけれども、議員さんも一緒にいろいろ話の中で協議させていただいてい

ますけれども、区のほうとしては浜の中央に派出所を置いてほしいというような強い要望がございますけれども、警察とも何度か協議をした中で、今臨時派出所というのが白浜観光協会の先にありますけれども、仮に海の家的なものを浜に設置するのであれば、警察としても立ち寄り所というような形で頻繁的に寄ることはやぶさかではないですというようなお話を伺っています。

いろいろパトロールも強化して何度もパトロールをしたいというふうに考えておりますけれども、なるべくそこに警察の方がいていただけるよう、また今後とも警察と相談して協力を仰いでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（中村 敦君） 終わります。

○議長（小泉孝敬君） これをもって2番 中村 敦君の一般質問を終わります。

次は、質問順位5番。1、白浜海水浴場の違法営業について。2、下田地区の鳥獣被害と対策について。

以上2件について、6番 佐々木清和君。

#### 〔6番 佐々木清和君登壇〕

○6番（佐々木清和君） 議長のご指名により、一般質問させていただきます6番の佐々木清和でございます。初めての質問になります。

市民の皆様からよく聞かれる言葉が、議会、いろんなことやっているんだけど何もやっているのかよくわからないなというようなお話をよく耳にしておりましたので、今日は白浜の関係、写真を添えながら話を進めていただくことによって、皆様の理解がいただけるのではないかなということで、パネルを用意させていただきました。本来、事務局が1ページずつめくっていただくことになっていたんですが、朝突然、自分でめくったらどうでしょうかということになりまして、昔の紙芝居を思い出しました。

白浜がなぜこういう状況になってしまったのかという流れを、まず下田の市民の皆様にご理解していただき、しからばどうしたらいいんだろうということで話を持っていかせていただきたいと思います。

白浜海岸は、戦前戦後を通じて私たち子供のころから、波が大きくて海水遊泳禁止になっておりました。伊豆急が開通しまして、やっぱり白砂青松の白浜海岸、白浜神社の明神ブルーのきれいな海、大勢の人が訪れてくれるようになりました。そこで、地区の人たちがキャンプを運営しましたがけれども、キャンプファイヤーの灰や木炭による浜の自然の破壊が大き

く、これを中止した経過もございます。同時期監視体制を強化し、遊泳注意という標示を掲げ、海水浴場として運用するようになりました。遊泳禁止というのを解除したわけです。

昭和40年代、高度成長の頃、海水浴客が非常に多くなりまして、浜地内で飲食物、飲み物を買うために135号線が大勢の方が横断するようになり、その横断による135号線の大渋滞が問題になりました。当時、浜の中に海の家というのは全然ございませんでした。そんな中、白浜の有志の方たちが組合的なものをつくりまして、土木事務所と交渉をし、確か3年ぐらいかかったと思うんですが県の許可を得まして、浜地内で海の家を始めたというのが白浜海岸の海の家スタートと言えます。

浜地内での海の家が非常に好評ということで、ここへ違法業者が入ってまいりました。その違法業者の、何ていうんでしょうか、評判、入れ墨を出したり、強引に物を売りつけたり、そういう苦情が多く出始めまして、県並びに下田市はこの違法業者を排除するために白浜の組合の方たち、海の家をやっている方たちも退去してもらいたいと。理由は、違法業者だけを排除することができないので協力をしてもらいたいということでございました。やっておられる方は白浜育ちの白浜っ子ですから、白浜のためならということで気持ちよく浜から撤退をした経過がございます。

これで、違法業者もなくなるかなと市のほうは公的団体白浜地区の区でやる海の家ということで、浜の中に設置をしたわけですがけれども、あにはからんや違法業者はそのまま残ってしまいました。正直、真面目に浜から撤退した民間の方たち、非常な損失を受けたわけですがけれども、何の補償も当時はございませんでした。

一番最初に問題になったのが、違法業者がさらに増えてきたということでございます。東京のほうから来ました。茨城、八王子、もろもろのナンバーの車が来て、浜の中で活動しておりました。平成7年頃、8グループと言われておりましたけれども、違法業者がおりまして。平成15年には大小入れて12から13軒ぐらゐの違法業者が浜の中を闊歩しておりました。もちろん、区でやっている海の家も圧迫を受けて、なかなか思うような営業活動ができないというのが現状でございました。

そんな中で、写真ご覧になっていただくとわかるんですが、違法業者、早朝浜に出まして、一番ロケーションのいいところへお客もいないのにパラソルを立てるわけです、ビーチマットを敷いて。区の人が注意しても、民宿から予約を受けている、そういうことで居直りをしていてなかなか排除できなかったです。そんな中で区も一生懸命彼らを何とか追い払おうということで、今では入り口近くにパラソル、椅子を並べる程度になりましたけれども、当時

は浜全体にこういう違法行為が行われておりました。

写真2は、これは違法業者が浜の中で商品を積み上げて堂々と浜の中で営業している姿です。

実はこの海水浴に関する条例ができたときに、私は区の組長をやっておしまして、彼たちと最前線で戦ったわけですけれども、非常に怖い思いもいたしました。ただ、条例ができたときに、彼らは彼らなりに緊張感を持っておりました。浜の中に物品の持ち込みはもちろんしませんでした。どういうことをしたかといいますと、近くにある墓地、それから自分のお店、そういうところから細かく搬入したんですが、行政が強く対応しなかったこともあるんですけれども、浜の入り口に少しずつ積み上げて、様子を見ながら営業を始めたんです。まさに中国の尖閣諸島と一緒に。様子を見ながらだんだん出てくるという。さらに、何も無いということで、今度は浜の中にこういうふうに堂々と積み上げる。まさに、違法業者の天下みたいになってしまったわけですけれども。

この写真は、バス停からおりたところの浜の横断歩道でございます。腕に入れ墨をした若いお兄さんとか、茶髪のお兄さんたちが、おりてきたお客さんたちにしつこくまとわりついて、海用品を売るわけです。家族づれのお客様たちは本当に嫌な思いをしていると思います。これは今でも、これは3年前の写真ですけれども、今でも横断歩道での強引な勧誘は続いております。

もう一つ、この写真、違法業者のお兄さんたちは横断歩道まで出てきております。なぜかといいますと、反対側の東海バスからお客さんおりてきますと、自分の商品を売りたいということで横断歩道を横断して車を勝手にとめるんです。それで、どうぞどうぞというんで引き込んで、本人は横断歩道を渡る気はないんですけれども車をとめてしまう、こういう不自然な行為がこの横断歩道で行われた。写真にありますように、これによって大渋滞が、私も目の前で、彼らが急に出てくるんで、海水浴客が車を急ブレーキしますので追突事故も何件か見たことがございます。そういう状況が今の白浜の状態でございます。この違法業者は、横断歩道に人が大勢たまったから行くのではなくて一人でも二人でも飛び出しますから、五月雨的に横断歩道を占拠するようになるんで、渋滞はさらに広がるというのが現状でございます。

ここにごきます写真5、これは夕方、白浜の海というのは3時から5時頃までが本当に乱れております。彼らが浜へ持ち込んだ海用品を回収するわけですけれども、できれば市当局の皆さんにはこの朝から夕方まで白浜海岸、一度ぜひ見ていただきたいと思います。市の

担当が来るというのはもう彼らはすぐ情報が入りますから、本当におとなしく整然としますけれども。夕方、ここに柵があります。これは土木事務所が駐車違反を防ぐために毎年設けているA型の柵というんですけれども、これをまたいで彼らはやっていますので、なおまた渋滞をするというこういう状況が今の白浜海岸でございます。

そんな状況で、平成12年、浜の入り口で強引に客引きをやっていますので、白浜の原田区が長く続けていた海の家もやっつけられない状況になりまして、撤退をしまして、道路から山側、区の敷地だけの営業に切りかえました。もちろん、違法営業の荒くれの人たちと区民が戦って勝てるわけありませんので、仕方ない結果だと思います。

そんな中、平成14年バナナボートが板見の海岸、私の家のすぐ下ですが、ここは非常に、写真8をご覧ください、これちょっと上から写したんですが、私は日本一の港だと思っておりますが、きれいです。ここに、白浜の板見の近くの民宿のお客さん、家族づれでずっと来ておりました。しかし、バナナボートが来てここで浜を占拠し、エンジンを全力で吹かして港へ入ってくる。ここへ海水浴で来た家族の方たちが「ここでは泳いでダメだ」と現にそういう言葉で追い払われています。それで民宿へ来て、こんなことを言われたと、そういう現状が今の板見の海岸の姿でございます。

彼らはスピードを上げて蛇行運転をしてスリルを味わわせるためにむちゃな操舵をするんですが、何回か海に落ちて若い女の子たちが骨折をしたとか、そういうニュースもありましたけれども、その港がこの板見の港。

今お話ししましたように、相手側違法業者は行政の出方を見ながら、ここまで出ても大丈夫からここまでということで、最終的には浜のセンターまで来て主みたいな顔をして今やっておりますけれども、当初彼らも非常に警戒しておりましたので、当初の対応をもう少し行政がうまくやっていたらこんなにならなかったかもしれません。僕が組長やっていたそんな感じを受けました。この条例を非常に警戒しておりました。ですから、物品は浜に持ち込まないというような目撃しておりましたので、これは力関係でこれからの勉強にもなると思っていますので。

これは柿崎赤間線、3年ぐらい放置されていましてから、皆さん見たことあると思うんですが、違法業者が夏終わった後旧道へ放置するんです。これ1台ですが、何台も放置してあります。本当に無法地帯というのが夏の白浜の現状でございます。

じゃ、では、これをどういうふうに打開していったらいいかなど。

海水浴条例で違法業者を排除するのはなかなか難しい、当局は言っております。しからば、

現状の法律でできることは何かということで戦っていかなければいけないと思うんですけれども。海水浴条例に違法業者対策はうたっているんですが、それとは別に、たばこの分煙とか明らかに不快になる入れ墨、こういうものの規制を条例に入れることも必要かなと思いますが、当局のお考えをお伺いしたいと思います。

それから、下田警察、保健所、税務署、海上保安庁、現行法でできることをやっていただくことはできないでしょうか。どういうことかといいますと、浜地内から違法業者を排除するのは警察も下田市当局もなかなか難しい、しからば道交法で、彼らは平然と駐車違反、飲酒運転やっております、こういうことは現行法でできるのではないかと。これは違法業者を排除する海岸条例とは別に、現行法を適正に当てはめることができるのではないかなと。

それから、違法業者が果たして納税をしているのかどうか、これが税務署の管轄になるんですけれども、そういうところからも彼らを追い詰めていかなければいけないと思います。

それからデリバリー、焼きそばを配達したり、行くと結構汚いお店でもものをつくって浜へ配達していますが、こういうのは下田の保健所のほうで食品衛生法、給食法含めて対応していただけるんじゃないかと思います。

この法治国家で、この無法を制御できないというのは僕も悲しいんですけれども、できればこの現行法でできることは下田市長が音頭を取っていただいて、まとめていっていただけることはできないんでしょうか。

板見のバナナボートも、航行規制水域の監視ということで海上保安庁が取り締まることでできて、下田市もプレジャーボートを進入禁止ということで昔大きな看板を立てていただいたんですが、それも完全に無視されております。そんな状況が、私の下の板見の海岸、バナナボートがやっております。

それから、違法業者を取り締まる場合、これ土木事務所がウマを、これ駐車違反防止のために毎年やっていたんですが、最近はお客さんが少なくなりましてこの防護柵も距離が少なくなりましたけれども、これをまたもとのような形に復活をして、違法業者が駐車違反をしにくくなる、彼らが駐車違反ができなくなれば営業がしにくくなるということになりますので、できればこういう形での対策、現行法を当てはめていただければと思うんですけれども。

これは板見の海岸ですけれども、現在板見を下ったところで漁協が、海岸が漁道になっておりまして、進入禁止の柵を鎖を張ってあります。この上のオレンジのところ、これが市道です。現在規制がありません。バナナボートの皆さんは、このピンクの下のところまで車を乗り入れてお客さんを送迎するわけですが、できればこの市道の入り口で彼らを締め

出すというようなそういう方策も考えられると思うんですけども、これは船主組合などの打ち合わせも必要だと思います。この点についても、市当局のお考えを、私の提案になりますが、お伺いしたいと思います。

それから、過去から現在まで取り締まり、大勢の方が脅かされたり、私も脅かされて、結構危ないところまで行ったことがあるんですが、下田市警察が取り締まるにしても非常に難しい。市の職員や白浜区民ではもちろんできません。こういう方たちをどのように取り締まっていったらいいのか、市当局のお考えをお聞かせください。

それから最後に、下田市海水浴場に関する条例が制定されまして、30万円の罰金も含めて条文がございます。この条例ができて今日まで、違法業者に対して罰金を科したという実績が今日までありますでしょうか。ありましたら、その実績をお伺いしたいと思います。

また、取り締まりの実績がなかったとしたら、現に浜地内で商品を山積みにし違法営業を続けている違法業者になぜ罰則が適用できなかったのか、条例に不備があるのか、取り締まりの体制のあり方に問題があるのか、原因がどこにあるのかお答えをさせていただければと思います。

下田地区には、夏期対策協議会という、先ほど中村議員もおっしゃってございましたけれども、各区長、行政の皆さんが出て、夏に向かっていろいろお話をして問題を討議しているわけですが、20年以上この協議会が継続されているんですが、浜の環境は全く変わっておりません。白浜を訪れた家族の皆様が心から安心して楽しく過ごすことができる海岸になっていないように感じます。協議会での意見の集約が結果に反映されてこなかった原因はどこにあると考えられておられるのでしょうか、お聞かせをください。

また、今まで述べたもろもろの懸案を解決、達成するためには、各機関、警察、海上保安庁、僕の考えでは保健所、税務署含めて、真剣になって区民のために、今の法律を市民のために生かせる、そういう特別班というんでしょうか、チームを編成して、できれば下田市長が先頭に立ってこのまとめ役をやっていただけないでしょうか、お考えをお聞かせください。

それから、下田市が違法業者対策として違法業者の収入源を絶つ目的もあり、浜地内で海の家予算を確保していただきました。本当にありがたいことだと思います。市長おっしゃるように、違法業者の防御的処置としては納得できる戦略とは思いますが、非常にいい戦略だと思います。ただし、過去に白浜区が、原田区が営業していた海の家、撤退を余儀なくされた歴史がございます。違法業者の取り締まりの前進がなければ、協力した区民の思いも報われません。浜地内に海の家を設置しても、周りで従来どおり違法業者が強引な勧誘、営業

が存続すれば、海の家採算性は確保できないことが想定されます。

原田区が浜地内から撤退した経緯はまさにこのことが要因でございます。白浜区民も浜地内の環境改善には全力で行政に協力してまいりたいと思っております。何とぞ行政も区民の気持ちを吸い上げていただきまして、法律を区民のためにうまく使っていただける、そういう方向で前進をしていただければと思います。

以上、浜地内の問題につきましては、質問事項は以上です。

それから2つ目、鳥獣被害。

これ地区の皆様からいろいろお話を聞いて、私もこれから勉強をしていくわけですが、下田地区外の鳥獣、白浜の交番のところまでもうイノシシが出ております。もちろん国道を横断した板見の海岸にもイノシシが出ております。そんな現状で、原因は、私個人的にはやはり、人間が山に入らなくなり、山の管理が弱くなり、そこが原因かなとは思っておりますけれども、これは専門家のお話を聞かないとわかりませんが。

下田市が現在把握している鳥獣被害の現状といたしまししょうか、それに対する対策、どういう考えがあるのか。また特別討伐隊というか特別班というんでしょうか、そういう班をつかって、地区にそういう問題があったときには出動できるというような体制をつくることのできないだろうかということをお伺いいたします。

そして近々の課題でよく問い合わせがあるのは、わな猟の免許を所持している人が自分の畑にわなを仕掛ける、これには期間とかもろもろの制約があるのでしょうか。お答えを願いたいと思います。これは地区によっては猟友会に入っていないとだめな地区があるとか、もろもろのお話があるもので地域の人たちがどうしたらいいかというので迷っております。

それから、わな猟の免許がない方、一般の高齢者の方が自分の畑を守るために免許のある方をお願いして、自分の畑に来ていただく、この地域の中でそういうことができるのだろうか、これも下田地区の場合ですね、どうなんでしょうかお伺いしたいと思います。

猟友会には、大日本猟友会、静岡県猟友会、賀茂猟友会下田分会などなどあるということですが、それぞれの会費を納めていると免許を持っていても非常に大変だということで、入っていない方もおられるので、そういうお話が多く聞かれます。下田の場合は猟友会に入会してなくても、自分の畑、または地区で困っている方の畑に行ってお手伝いできないのか、その辺をお伺いしたいと思います。

免許があっても、猟友会に入っていないと活動できないというのは非常におかしなことだとは私は思います。自動車免許をとって、交通安全協会に入っていないと運転ができないと

いうそんな例えと同じだと思います。猟友会とは任意団体ですので、その辺の扱いがいろいろあると思いますけれども、地域の高齢者の方が自分の畑を守るためにどういう形で下田市のほうは対応させているのかお伺いしたいと思います。

鳥獣関係は以上でございます。

それから、先ほど、ちょっと説明をあれしましたけれども、これ板見海岸バナナボート、彼らは物理的に防御するために船主組合ともお話ししなければいけません、浮きをつけたロープを張って、この浜地にビーチジェットボートというんでしょうか、入られなくするようなそういう物理的なその柵をつくるのも必要ではないかと思いますが、これも船主組合とのお話し合いが必要、それから、先ほどの道路の規制も船主組合含めて、地域の人との打ち合わせが必要かと思いますが、下田市が中心になってこのバナナボートの板見地区の防御態勢、確立をしていただければと思います。

以上、2点質問をさせていただきました。ありがとうございます。

○議長（小泉孝敬君） 質問者にお諮りします。

ここで休憩したいと思います。25分まで休憩したいと思います。

午前11時15分休憩

---

午前11時25分再開

○議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（福井祐輔君） それでは、佐々木議員のご質問にお答えさせていただきます。

非常に示唆に富んだ質問でありまして、一般質問の中にも法治国家だというふうな表現がありましたけれども、法治国家であるがためにできないこともあるんです。全てができるというものじゃございません。

と言いますのは、やはり国は国で立法・司法・行政、三権分立があります。その権限を県にもおろしている。その枠の中で市に権限があるということでございますけれども、市には司法権はないんです。警察もそのために自由に使えるというものじゃございません。

そういう限られた権限の中で、今まで歴代の市長、あるいは市議会、白浜の海岸対策については全力をもって当たってきているというふうに、私は認識をしています。その証拠に、

3回弁護士に相談しているんです。この条例について、その執行についてです。3回とも同じ弁護士じゃないんですけれども、3人の弁護士ともやっぱり市の限られた権限ではこれま  
ででしょうというふうな所見をいただいています。これが、市としての権限行使の最大限な  
んです。

今までやってきていなかった公共団体が認可をする業者は浜地に入っていという規定が  
あります。それを生かして、今年は350万円の予算をつけて競争の原理を投入しようとい  
うことでやっているわけです。

それはわかります、市民の皆様、地域の方が不安に思うと、仕返しが怖いというのはわか  
ります。だから、市としてもその不安を解消のために精一杯やっていますから。これからも  
夏期海岸対策協議会等を含めてそういうその浜地の治安の維持については、その中に警察も  
入っていますから、海上保安部も入っています、県も入っています、そういうところで協議  
をして進めていくようにしたいと。今まで最大限の権限を行使してきているんだというこ  
とは、ぜひご理解していただきたいというふうに思います。

特に浜地以外の交通取り締まりとかそういうのは警察の権限なんです。市にそれを取り締  
まれというふうに言われても、それ権限が及ばないんです。職務質問もできないんです、市  
としては。

だから、そういうのはそういうすみ分けをしっかりとご理解した上で、これからの質問に当  
たってもらいたいというふうに思います。

次に、鳥獣の被害の件でございますけれども、またこれも法律、規則がありまして、市と  
しても規則の範囲内で鳥獣の駆除をやっているという認識でございます。

やはり1カ所で鳥獣は退治してもいろんなところへ逃げるといところでございます。ほ  
かのところでまた繁殖するというふうなことがございますので、今県が主催しております広  
域連携会議というものがございますので、それでこの1市5町で、一網打尽にできるような  
わなというかそういうのを開発して当たろうじゃないかということで、今そういうその研究  
を続けています。まだ具体化されていないんですけれども、広域でやらなければ、どこかが  
厳しくやるとどこかに逃げて、そこがまた被害が多くなるというふうな、イタチごっこみた  
いな感じになっちゃうわけです。そういう面で、同時にやれないかということも今研究して  
いるということをご了解していただきたいと思います。

細部は各課長が答えます。

○議長（小泉孝敬君） 観光交流課長。

○観光交流課長（永井達彦君） 私のほうからは、白浜海水浴場の違法営業についての中、現在の下田市海水浴場に関する条例の改正についてのご質問ですけれども、違法業者対策においては地元原田支部、下田警察署のご協力をいただき、市長初め課長職が4月から8月お盆過ぎの土日にパトロールを実施し、違法業者に対しチラシによる警告等を行っている状況です。違法業者は減少しているものの完全撤廃には至っておりません。

昨日の沢登議員の質問にもお答えをしましたが、条例改正においては来年に向けて、分煙、大音量による音楽の規制、入れ墨対策、犬の放し飼い禁止等、各支部、警察及び地元住民等関係機関と協議を重ねて検討してまいりたいと考えております。

次に、現行法による取り締まりということでございます。

先ほど市長からの答弁ありましたように、市の権限が及ばないところ、例えば違法駐車につきましては警察にお願いしたいというふうに考えておりますし、また納税、食品衛生法につきましては市の管轄外でありますので市の対応はできませんが、警察、保健所等々県の機関に協力をお願いしたいというふうに考えております。

それと取り締まりですけれども、先ほど言いましたように、警察に協力をいただきながらパトロールを強化していきたいというふうに考えております。健全で安全な海水浴場になるよう努めていきたいというふうに思っております。

それから、違法業者の今まで罰金を科した実績はあるでしょうかというご質問ですけれども、これはございません。いろいろ夏期海岸対策協議会とも話ししながら、その辺はどういうふうに対策が必要かということをお互に協議をしていきたいというふうに考えております。

私のほうからは、以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） それでは私のほうからは、国道脇及びバス停などへの長時間の違法駐車対策としての防護柵の拡充設置の関係と板見漁港への進入道路の規制についてお答えさせていただきます。

まず国道につきましては、道路管理者である静岡県下田土木事務所と協議、要望していきたいと考えております。

国道から板見漁港へ向かう市道板見1号線につきましては、下田市が道路管理者なんですけれども、道路管理者である下田市が通行を規制する場合、道路法の第46条の規定によりまして、道路の破損、決壊等により交通が危険である場合か、あるいは道路工事のためにやむを得ない場合に限られております。

したがって、警察に駐車違反の取り締まり強化を要望していきたいと考えております。

私のほうからは、以上です。

○議長（小泉孝敬君） 産業振興課長。

○産業振興課長（樋口有二君） 私のほうからは、板見漁港のバナナボートの件とあと鳥獣被害対策について答弁させていただきます。

まずバナナボートについてですけれども、あの板見漁港のエリアですが、昨日も答弁させていただきましたが、あそこは漁港管理条例というものがございまして、漁港の主たる目的というのは漁業活動でございますので、漁業に支障及ぼす利用というのには制限をしております。こちら漁港管理条例についてしっかり周知、理解を努めていくというところは日頃から実施させていただいているところでございます。

またその上で、プレジャーボートの対策として防護浮きを設置するということにつきましては、板見漁港内へのプレジャーボート侵入に対しては有効な方法であると考えますが、板見漁港を利用して漁業活動を営む漁業者の安全かつ適正な利用に支障とならないことですか、効率的な漁業活動を妨げない設置であることが必要であると思っておりますので、設置については地元漁業関係者との協議検討を図っていきたいと考えております。

じゃ、続きまして、鳥獣被害についてでございます。

議員おっしゃるとおり、確かに山に入らなくなったということもあって山林の荒廃が進んで、鳥獣被害が増えているというのも原因の一つでございます。そういったことも踏まえまして、現状と対策についてお答えさせていただきます。

まず、下田市の鳥獣被害の現状ですけれども、賀茂管内の農林産物の被害状況におきましては、近年は横ばいから減少傾向にあります。平成27年、28年にかけて増加をしています。下田市におきましても横ばい状況が続いておりますが、農業者等から被害が減少したという声を聞くことは少なく、依然として深刻な状況が続いているという認識です。

鳥獣被害対策としましては、毎年臨時職員2名を雇用して捕獲活動等に従事しており、産業振興課職員も含めて鳥獣被害対策実施隊として任命し、業務に当たっています。そのほか、猟友会への駆除業務の委託、捕獲に対する買い上げ金や国の制度に基づく補助金、さらに電気柵等への設置に対しての補助金など施策として実施しております。鳥獣被害対策は、先ほど市長からもおっしゃっていただいたとおり、下田市だけではなく地域一帯の問題となっておりますので、市としてこれらの取り組みを進めながら、静岡県の賀茂農林事務所や周辺市町と連携した広域的な取り組みについても県を中心に検討を続けているところでございます。

また、猟友会に加入していない免許を持った方が自己の所有地や地区での捕獲活動ができるかという質問でございますけれども、場所や期間により手続きが必要な場合がございますけれども、自己の所有地の農作物を守るための捕獲活動は可能です。猟友会に入会しないと捕獲活動ができないということはありません。

わな猟免許所持者ご本人が所有する畑にわなを設置して捕獲活動をする場合には、鳥獣保護区に指定されている須崎区と柿崎区の一部を除いて狩猟期間中であれば、静岡県に狩猟者登録をした上で狩猟が可能になります。狩猟期間外についても、下田市から鳥獣捕獲許可を受けることで捕獲が可能になります。

また、地区での捕獲という質問でございますが、実際に被害を受けている農地の所有者から依頼を受けた場合に、先ほどの自己所有地の場合の同じ条件で、必要な手続を得た上で捕獲活動は可能となります。

鳥獣の捕獲行為に関してはその要件が捕獲者の資格ですとか、捕獲する方法、また捕獲する鳥獣の種類など、さまざまな条件によって異なる内容の許可基準が法令によって定まっています。市としましては、市民の皆様にご理解いただけるよう市のホームページや広報等により周知に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○議長（小泉孝敬君） 6番、佐々木議員、答弁漏れはよろしいですか。

佐々木清和君。

○6番（佐々木清和君） ご答弁ありがとうございます。

道路の取り締まりなんですけど、下田市に取り締まっていたきたいということではございません。もちろん道交法で警察が取り締まってくわけですが、より適切な厳しい取り締まりをしていただくように市から申し入れをしていただくという、白浜の観組はこうであるというそういう意味での質問でございます。市が、もちろん道交法で取り締まることはできませんので。

それから進入路の関係ですけれども、道路が壊れていない、修理をするときとか以外は進入できないというような交通どめはできないということでしたけれども、これは市民の生活エリアでもありますし、バナナボートが万が一ここで人身事故を起こしたりして負傷者が出た場合どういうことになるのか、そういうことまで想定しますと、僕は夏の期間だけ進入を、もちろん近隣の人たちの船主組合、漁協、そういう方たちの了解を得て、ぜひその規制をしていただくこと、それは法律を市民の側に立った解釈でやっていただく、項目として、道路

がちょっと壊れていたら、あそこが壊れているということでいいんじゃないですか。そういうことで市民の側に立った判断をしていただきたいということです。

それから先ほど、ちょっと説明漏れたんですが、違法業者と一緒に浜地内のパラソル。このバナナボートも当初は1艘です、それも小さなバナナボート。彼らは様子を見ながら、行政が動かない、すると次の年は2艘、まだ大丈夫だと。先ほど言った中国の尖閣と一緒にです。徐々に徐々に来ます、何もしないと。3年目は大型になりました。4人ぐらい乗るやつが8人ぐらい乗れるようになります。それで3艘になりました。ですから、対応していかないと彼らはどんどん来て、結局浜を占拠されてしまったわけで、占拠されてしまって家族づれがああ美しい板見の海岸で泳げないというのは、行政にも大きな責任があると思います。ないとは思いません。

ぜひ、看板を立てたわけですから、その規制、何とか実現を、市長、していただければと思いますけれども、よろしく願いをいたします。

以上です。ありがとうございます。

○議長（小泉孝敬君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） すみません、海の上でバナナボートが事故を起こしたらどうするんだ、危険だというそういう理由で市道を規制することはできないとそういうお話です。市道の上をバナナボートが走って人がけがをしたら別ですけども、それを理由に、基本道路というのは通行するところ、人が入るところですので、そういう理由で規制を、道路管理者の立場で、するのはできないとお話をさせてもらったので、佐々木議員先ほどおっしゃったとおり、道路交通法での取り締まりをお願いするしかないのかなとそういう考えでございます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 佐々木清和君。

○6番（佐々木清和君） 混同されては困るんですが、道路規制は違法業者が入らないため、けがをしたらどうかというのは、海岸で泳いでいる方がジェットボートが来てそこに巻き込まれて砂浜でけがをした、全然別の問題です。それで道路を封鎖しようということではありません。彼らが入りにくくするために封鎖をする。

それから、今言った人身事故があったらどうかというのは、この道路封鎖とは関係ありません。浜のところで子供たちが遊んでいて、ジェットスキーが浜辺に乗り上げてきます。そこでけがをしたとき、そんな問題が出てきたとき、市の責任はまるきりないとは言えないと

は思うんですけども、その辺まで考えて物事を運んでいかないといけないんじゃないかなと思いますけれども。

その辺は踏み分けて、道路の閉鎖と浜でのけがというのは全然別の問題ですので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 軽々に行政の責任とか何とかとそういうことは、この議会で言うことはふさわしくないと思うんです。それはしっかりとして、裁判の結果、行政に責任があるといえば、それは責任はあるということだと思うんですけども、あなたの所見だけで言っているわけでしょう。海で起こる事故は海上保安部なんです。だからそのために、海で事故が起こす可能性があるから、ここを通行どめにすると、そういうことはできません。そういうことをやっぱり、市の権限というのがございますので、そういうところをよく理解していただきたいというふうに思います。

○議長（小泉孝敬君） 6番、佐々木君。

○6番（佐々木清和君） これで終わります。ありがとうございます。

○議長（小泉孝敬君） よろしいですか。

これをもって6番 佐々木清和君の一般質問を終わります。

それでは、午後1時まで休憩といたします。

午前11時36分休憩

---

午後 1時00分再開

○議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、質問順位6番。1、消防団への軽四輪駆動消防車の配備について。2、公共施設屋根貸し事業の検証について。

以上2件について、1番 江田邦明君。

〔1番 江田邦明君登壇〕

○1番（江田邦明君） 会派は松陰会の江田邦明でございます。

議長より通告がございました2つの項目について、主旨質問をさせていただきます。

1項目めは、消防団への軽四輪駆動車の配備についてでございます。

施政方針にも記載がございますように、防災対策事業は下田市における3本の事業として、私も大変重要な事業と考えております。観光立市であります下田市は、地震や津波、異常気象、そして日常生活で起こり得る災害から、全ての市民と観光客の命と安全を守る使命がございます。

その予防や減災、そして実際のさまざまな緊急活動に日々ご努力いただいているのが、消防署を初め、消防団、市の職員、自主防災などにかかわる皆様でございます。緊急活動では、人の力とそれぞれの活動に適した資機材がそろうことで、最大の効果を発揮するとされております。例えば、高層ビルやマンションが立ち並ぶ地域でははしごつき消防車を、石油化学工場、石油コンビナートのある地域では化学消防車を重点的に配備するといったぐあいがございます。

ここ下田市には、道路が狭く路面状況もよくない道路が多く存在し、セットバックが進まないため緊急車両が接近できない民家もあると認識しております。また、災害発生時には、がけ崩れ等により多くの道路で道幅が狭まり、路面状況も悪くなることが想定されます。また下田市は多くの海岸線を持つことから、海を中心とする水難事故への対応が多いことも特徴でございます。

これらの救助活動に必要な軽四輪駆動救急車並びに水難救助用水上バイクの配備につきましては、下田地区消防組合議会でご質問をさせていただきます。このたび、市が所管する消防団、つきましては、消防署以上に地域との関係も深く、消防団への軽四輪駆動消防車の導入は、地域における初期消火活動に非常に有効であると考えます。

そこで、ご質問をさせていただきます。

1つ、消防団への軽四輪駆動消防車の配備計画について。

2つ、過年度に購入されました消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプつき積載車の購入価格をお聞かせください。

2項目目でございます。

公共施設屋根貸し事業の検証について。

先日、6月12日、経済産業省が再生可能エネルギー固定価格買取制度の一部を終了させる方向で検討しているとの報道がございましたが、これまで世界は、地球環境を保護することを目的に、温室効果ガスを抑制するため、化石エネルギーから再生可能エネルギーへの転換に取り組んでおります。下田市におきましても住宅用ではございますが、ソーラー発電設置に対する補助制度を設け、低炭素地域づくりに取り組んでいるところでございます。

今年度の予算歳入にも雑入で20万4,000円が計上されております。子育て支援センターの屋根に設置されているソーラー発電による売電収入とお伺いしております。固定価格買取制度に基づく売電価格が減少傾向にある中、市が主体となって公共施設の屋根にソーラー発電を設置するリスクは大きいと考えますが、環境省や文部科学省等が取り組む二酸化炭素排出抑制に対する補助制度を活用することで、そのリスクも軽減されるところと思われま

す。施政方針での予算編成の基本的考え方にも記載のあるとおり、長年の課題とされている財政の健全化を図るためには、市税を主とする自主財源の確保にありますが、人口減少や経済の低迷がやまない厳しい社会情勢の中、市はそれらへの対応を講じる一方で、稼ぐ行政といった姿を示す施策も必要かと考えます。1つに、財産活用から見た歳入確保で、公有財産の貸付や売却、広告収入、ネーミングライツなどが挙げられます。

今回、自主財源確保に向けた事業の検証を提案するのが、公有財産貸付の一種で、市が主体となってソーラー発電を設置するのではなく、市が事業者に屋根を貸し、事業者がその屋根にソーラー発電を設置し売電することで、市に使用料を払う屋根貸しといった手法でござ

います。2012年以降、神奈川県では新たなビジネスモデルの普及として積極的に取り組んでおり、近隣では熱海市が既に同取り組みを進めております。2014年に熱海市が公表している数値では、1つの体育館で年間使用料が12万4,500円、固定資産税が20年間の概算で160万円とされております。2018年に入ってから、神奈川県川崎市では同取り組みが進められており、現在でも有効な事業と考えております。

再生可能エネルギーの利活用、公有財産の有効活用、そして非常用電力の確保、地域企業が事業主体となることでの地域経済の活性化、児童や生徒への環境教育、固定資産税の税収確保といった観点から、下田市においても、ぜひこの事業の効果について検証いただきたく、当局の見解についてお伺いいたします。

以上、2つの項目についての主旨質問を終わります。

○議長（小泉孝敬君） 当局の答弁を求めます。

防災安全課長。

○防災安全課長（土屋 出君） 私のほうからは、消防団への軽四輪駆動消防車の配備についての中

の軽四輪駆動消防車の導入について当局の考え、それから過年度に購入された消防ポンプ自動車、小型動力ポンプつき積載車の購入価格についてお答えさせていただきます。

軽四輪駆動消防車とは、軽四輪駆動小型動力ポンプつき積載車と軽四輪駆動ポンプ車をい

います。現在、軽四輪駆動ポンプ車は製造されておりませんので、軽四輪駆動小型動力ポン

プつき積載車についてお答えさせていただきます。

当下田市消防団の消防ポンプ自動車等の整備につきましては、第11次消防施設整備5カ年計画、平成29年度から令和3年度の計画に基づきまして、古い車両から順次消防ポンプ自動車と小型動力ポンプつき積載車を隔年で更新していくこととしております。

現在、当市消防団で配備している車両は、ポンプ自動車が14台、小型動力ポンプつき積載車が10台、指令車が1台の計25台であります。

議員ご質問の軽四輪駆動小型動力ポンプつき積載車の導入については、当計画の中には含まれておりませんが、団員が準中型免許を保有していない場合であっても普通免許で乗れることや当市山間部の狭い道路環境での活動といった観点から考えますと、今後は各分団の抱えている地理的状況や各分団の意向を踏まえ、ポンプ自動車等の編成を考慮した上で軽四輪駆動小型動力ポンプつき積載車を導入していくことと検討してまいりたいと考えております。

次に、過去に購入されたポンプ自動車、小型動力ポンプつき積載車の購入価格についてのご質問でございますけれども、概算でポンプ自動車は約2,000万円、小型動力ポンプつき積載車は約1,000万円となっております。

私からは以上です。

○議長（小泉孝敬君） 総務課長。

○総務課長（日吉由起美君） それでは私のほうから、公共施設屋根貸し事業の検証についてのご質問でございますけれども、財政の健全化を図るために自主財源の確保は重要なことであり、平成31年度の予算編成方針においても未利用財産の売却、利活用を初めとして、歳入確保に積極的に取り組むこととしております。

屋根貸し事業につきましては、5年ほど前に小・中学校施設を中心に検討した経過がございます。その際には、小・中学校の統廃合計画を検討する中、1つとして、太陽光パネルを設置を目的とした屋根貸し事業の一般的な事業期間20年を、施設の耐用年数の残りの期間からも担保することが現実的でなかったこと。2つ目として、屋根に新たな荷重をかけることによる安全性が確保できるか確認できなかったことなどの理由から実施を見送っております。

太陽光パネルの設置を目的とした屋根貸し事業の導入メリットとしては、お示しいただいた熱海市や浜松市の導入事例からも、災害時における非常用電源の確保や環境教育の醸成、使用料や固定資産税の増収など、明らかなどころでございます。

しかし、既存の施設において屋根貸し事業を導入するに当たっては、太陽光パネルを設置

した後の施設の安全性を確保するため改めて構造計算及び耐風計算をする必要があること、仮にそのための費用を借主に負担してもらおうとしても借主の採算に合う施設が必要になること、発電量が確保できる規模で20年という事業期間に見合う管理計画を立てられる施設の抽出をする必要があることなどが課題となります。

屋根貸し事業につきましては、下田市公共施設等総合管理計画に基づき、各施設の個別計画を現在策定中でございますので、これらのことを総合的に検討し、判断していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 1番、江田邦明君。

○1番（江田邦明君） 軽四輪駆動消防車の導入に対しましてご回答をいただきましてありがとうございます。

私が調べました他自治体におけます軽四輪駆動消防車の入札結果では、装備内容にもよりますが、1台あたりおおむね550万円前後となっております。

予算の縮小が先行しての車両性能や装備内容等を落とすことは考えておりませんが、今回の場合はダウンサイジングによります利便性と経済性の両面からの効果が発揮されると認識しておりますので、引き続きの配備計画をお願いしたいと思います。

また、質問といたしましては、現在賀茂郡下におけます軽四輪駆動消防車の配備状況等をお尋ねしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（小泉孝敬君） 防災安全課長。

○防災安全課長（土屋 出君） 議員からのご質問のほうにお答えさせていただきます。

まず、軽四輪駆動の小型動力ポンプつき積載車の金額ですけれども、私のほうで調べた結果ですと約700万円から800万円ということになります。装備の点につきましては、ほぼ同じではないかと思っておりますけれども、多少業者によって差があるのではないかなとは思っています。

それから、現在賀茂郡で軽の消防積載車を配備しているのが南伊豆町消防団のほうで3台確保されているということです。現場では活躍されているというふうに聞いております。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 江田邦明君。

○1番（江田邦明君） 賀茂郡下におけます配備状況、ご回答いただきましてありがとうございます。

最後になります。

屋根貸し事業につきましても、今後新たな施設の計画の際は前向きな検討をいただければと思います。

以下は、私からの要望となりますので回答につきましては不要でございます。

固定買取価格が減少傾向になる中、屋根貸し事業につきましても単体の事業として最大の効果を得るタイミングを逸してしまったところも、私の中でも考えております。過去にはこうした自主財源を増やすチャンスがあったこともございます。変革を実現するためには今後も自治体における先見的な動きが必要と考えます。

例えば、静岡県内では浜松市が、そしてそのほかの県、群馬県では中之条町人口が1万6,000人、福岡県のみやま市人口は3万8,000人、鹿児島県の日置市人口は4万9,000人、これらの自治体では屋根貸し事業から一歩踏み込み、電力小売りの全面自由化に伴う自治体出資型の地域新電力会社を設立し、電力の地産地消、地域経済の活性化、雇用の創出に取り組んでおります。

下田市におきましても、降り注ぐ太陽による太陽光発電、また荒廃林荒竹林を活用した木質、家庭用生ごみ、事業用生ごみ、カジメ等海岸漂着物によるバイオガス発電、また福浦にあります下水処理場での汚泥を活用した消化ガス発電など、地域で消費する電力を地域で生産する電力の地産地消の可能性は大いにあると考えております。

また、賀茂郡下では既に地域で再生可能エネルギーの創出に取り組んでいる自治体もあり、賀茂地域広域連携による自治体出資型の地域新電力会社の設立となれば、事業としての実現性も帯びてきます。

経済産業省が発表しました再生可能エネルギー固定買取価格制度の一部を終了させるといった報道も、逆手に取れば、地域で創出された再生可能エネルギーが地域内で消費される可能性が高まるわけでございます。

このたびは屋根貸し事業の検証について趣旨質問させていただきましたが、今後地域新電力の設立及び清掃工場し尿プラント、下水処理場、発電所を活用した循環型地域エネルギー事業のマスタープラン策定につきましてもご提案させていただき、私からの一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小泉孝敬君） これをもって1番 江田邦明君の一般質問を終わります。

---

#### ◎報第6号の上程・説明・質疑

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、報第6号 平成30年度下田市一般会計繰越明許費

繰越計算書の報告についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（日吉由起美君） それでは、報第6号 平成30年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案件名簿の1ページをお開きください。

1ページのかがみでございますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成30年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙2ページから3ページのとおり調製いたしましたので、ご報告申し上げます。

繰越明許費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第146条第2項において「普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議において議会に報告しなければならない」と規定されておりますので、今議会に報告させていただくものでございます。

それでは、2ページ、3ページの平成30年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書をご覧ください。

繰り越しをいたしました事業は8件で、年度内完了の見込みがつかず、平成30年12月定例会、31年3月定例会、3月29日専決予算におきまして議決及び承認をいただいたもので、8件の繰越額は議決、承認をいただきました金額と同一でございます。

1件目は、5款農林水産業費、1項農業費、事業名は農業振興事業。

内容は被災農業者向け経営体育成支援事業助成金で、翌年度繰越額は52万円。

繰り越して使用する理由は、県の補助金交付決定が平成30年度中にされる見込みがなく、年度内の執行が不可能となったため。完成予定日は令和2年3月31日ですが、既に完了しております。

2件目は、7款土木費、2項道路橋梁費、橋梁維持事業。

内容は、ゆのもと橋耐震補強工事で、翌年度繰越額は2,490万円。

この橋梁は、周辺の小・中高生が利用する通学路であり、また歩車道が分離されていないことから資材搬入路の検討や安全対策について関係者から強く求められ、調整に不測の日時を要したため、年度内完成の見込みが立たず繰り越したもの。完成予定日は令和元年10月31日でございます。

3件目は、同款5項都市計画費、都市計画マスタープラン推進事業。

内容は、天神公園整備工事で翌年度繰越額は977万7,000円。

防災倉庫の位置に関して調整に不測の日時を要したため、年度内完成の見込みが立たず、繰り越したもの。完成予定日は令和元年7月31日でございます。

4件目は、同款同項沿道街路事業推進事務で、内容は、沿道街路整備事業仮換地指定等業務委託で、翌年度繰越額は523万8,000円。

地権者との交渉の調整に不測の日時を要したため、年度内完成の見込みが立たず繰り越したもの。完成予定日は令和元年7月31日でございます。

5件目は、9款教育費、2項小学校費、小学校管理事業。

内容は、市内小学校空調設備設置工事（全7校分）で、翌年度繰越額は1億6,350万円。

平成30年度限りのブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金を活用し、小学校にエアコンを整備するもので、平成30年12月の国の補正予算で事業採択されたことにより、年度内執行が不可能のため繰り越したもの。完成予定日は令和元年8月31日でございます。

6件目は、同款同項小学校費、浜崎小学校東館改築事業。

内容は、浜崎小学校東館解体・建設事業一式として委託料及び工事請負費を繰り越すもので、翌年度繰越額は1億3,900万円。

平成31年2月の国の補正予算で事業採択されたことにより、年度内執行が不可能のため繰り越したもの。完成予定日は令和2年3月31日でございます。

7件目は、同款5項社会教育費、芸術文化振興事業。

内容は、文化財保護事業補助金で、翌年度繰越額は133万3,000円。

国指定史跡玉泉寺改修工事に対する補助金でございますが、工事の際にコンクリート階段を撤去したところ、地中より伊豆石を用いた階段と思われる遺物が出土したことにより、その調査に時間を要し、年度内に完了する見込みがつかないため、繰り越したもの。完成予定日は令和元年5月31日ございまして、既に完了しています。

8件目は、10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、公共水産施設災害復旧事業（7月28日災）。

内容は、白浜漁港板見第1防波堤災害復旧工事で、翌年度繰越額は324万4,000円。

波浪の影響が著しく、可能な作業日数が限られ、年度内に完了する見込みがつかないため、繰り越したもの。完成予定日は令和元年5月31日ございまして、既に完了しております。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第6号 平成30年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

す。

○議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

報第6号 平成30年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてに対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 農林事業水産費の農業費の中の被災農業者向け経営体育成支援事業の52万円と7の土木費の沿道街路事業の推進事務についてのこの523万8,000円の内容をもう少し詳しくお尋ねをしたいと思います。7月31日にでき上がるというこの予定ですので、現在の進捗状況を含めまして実態をお尋ねしたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） すみません、沿道街路事業推進事務の内容ですけれども、場所につきましても、県道下田港線沿いの下田小学校の入り口から国道との交差点にかけての区域なんですけれども、実際の土地の利用形態、宅地と道路の位置関係と公図上の水路とか道等、現地と公図が合っていない混乱地域なんですけれども、その混乱の解消と県道の改良を含めまして、土地区画整理事業の手法を使ってその公図の混乱を正しい形にするために、土地の図上での交換とか、買収、そういうものの計画を立てているんですけれども、そちらについてちょっと地権者との意見の調整に時間がかかったため、年度内の事業終了ができなかったものでございます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 産業振興課長。

○産業振興課長（樋口有二郎君） 被災農業者向け経営体育成支援事業の助成金で繰り越し分の内容についてなんですけれども、昨年の台風によって農家さんのほうで被害を受けた施設についてその修繕を行ったというものでございます。ビニールハウスを使って野菜を栽培している方の、そのビニールハウスの修繕に使用したものでございます。

繰り越しの理由ですけれども、先ほど総務課長からの説明ありましたように、こちら県の予算でやっているものなんです、この秋に台風があって、その台風に対してそういった経営体を助成する予算を県のほうで取りつけて、そこからその台風を受けた農家さん、その被害の実態を把握して、その実態に合わせて県の予算の支出というのを確定してというのと、もう秋に発生した台風に対して年度内の県で補助金交付対象を取り決めるというのが、県のほうではそれは困難であると。実際に下田市のほうで対象となる農家さんは、その台風を被

災を受けた直後に県のほうに報告はしてございますが、そういった交付の流れの中で繰り越さざるを得なかったというところでございます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） わかりました。

沿道のこの街路の部分につきましては、旧下田市の時代に都市計画をやって公図と合っていない地域がこの沿道沿いにあるかと思いますが、そこら辺は対象になっているのか、沿道沿いの部分だけなのか、再度お尋ねしたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） 区域につきましては、道路の国道から海に向かって道路の右側の区域を今回するものでございます。

すみません、以上です。

○議長（小泉孝敬君） 13番、よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） これをもって質疑は終わります。

---

#### ◎諮第1号～諮第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（小泉孝敬君） 次に、諮第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、諮第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、諮第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、3件を一括議題とします。

当局の説明を求めます。

副市長。

○副市長（土屋徳幸君） それでは、諮第1号から諮第3号までの3件につきまして、一括してご説明申し上げます。

3件とも人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めるものでございます。

根拠規定の、人権擁護委員法第6条第1項の規定によりまして、人権擁護委員は法務大臣が委嘱することとなっております。同条第3項で市町村長は法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に

ついて理解のある者の中から、その市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと規定されておりものであります。

人権擁護委員の候補者の推薦に当たりましては、地域的な偏りが生じないように配慮し、市内を白浜・浜崎地区、下田地区、稲生沢地区、稲梓地区、朝日地区の5地区に区割りしまして候補者を選考しております。

人権擁護委員の任期は3年で、本市からは現在5名の方が人権擁護委員に委嘱されており、そのうち白浜・浜崎地区、朝日地区、稲生沢地区からお願いしております委員の皆様が、本年9月30日をもって任期満了を迎えることとなりますので、候補者の推薦につきまして議会のご意見を伺うものであります。

それではお手数でございますが、議案件名簿の4ページをお開きください。

諮第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。白浜・浜崎地区の委員として推薦いたしたい方は、下田市白浜1713番地の2にお住まいの佐々木一宏さんで、生年月日は昭和23年12月25日にお生まれの現在70歳、男性であります。

平成22年10月1日に白浜・浜崎地区の人権擁護委員に委嘱され、現在3期目で重ねて推薦をお願いしたいというものであります。

佐々木さんは、昭和46年3月、東京造形大学美術学部を卒業され、同年4月下田市立稲梓中学校に奉職されました。その後、下田、賀茂地区内の中学校教諭を歴任され平成21年3月に退職、平成22年10月1日付で人権擁護委員に委嘱され平成25年及び平成28年の重任を経て、現在に至っております。

佐々木さんは、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解があり、人権擁護委員として適任者でありますので、重ねて推薦させていただきたいというものであります。ぜひともご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案件名簿の5ページをお開きください。

諮第2号、同じく人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。

朝日地区の委員として推薦いたしたい方は、下田市吉佐美1757番地にお住まいの河井恵美子さんで、生年月日は昭和32年3月17日にお生まれの現在62歳、女性であります。

平成22年10月1日に朝日地区の人権擁護委員に委嘱され、現在3期目で重ねて推薦をお願いしたいというものであります。

河井さんは、昭和52年3月、大垣女子短期大学保健科を卒業され、同年4月、愛知県一宮

市内の歯科医院に歯科衛生士として就職、昭和57年4月に東京目黒区の歯科医院に転職、その後昭和63年4月からは下田市の非常勤歯科衛生士として勤務されております。平成22年10月1日付で人権擁護委員に委嘱され平成25年及び平成28年の重任を経て、現在に至っております。

河井さんは、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解があり、人権擁護委員として適任者でありますので、重ねて推薦させていただきたいというものであります。ぜひともご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案件名簿の6ページをお開きください。

諮第3号、同じく人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。

稲生沢地区の委員として推薦いたしたい方は、下田市河内544番地の3にお住まいの矢田部泰子さんで、生年月日は昭和26年8月15日にお生まれで、現在67歳、女性であります。

現在稲生沢地区の人権擁護委員をお願いしている土屋眞理子委員が本年9月30日をもって任期満了となるため、後任者として矢田部さんに委員をお願いしたく、候補者として推薦させていただきたいというものであります。

矢田部さんは昭和49年3月、立正女子大学教育学部を卒業され、同年4月、伊東市立富戸小学校に奉職されました。その後賀茂郡内の小学校教諭を歴任され、平成23年3月に教職を退職、平成26年11月より保護司として活動されております。

このたび土屋眞理子委員の後任として委嘱について打診したところ、お引き受けいただける旨の快いご返事をいただいております。

矢田部さんは、教職を歴任し、保護司として活動するなど、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解があり、人権擁護委員として適任者でありますので、推薦させていただきたいというものであります。ぜひともご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

諮第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） ご異議はないものと認めます。

よって、諮第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

次に、諮第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） ご異議はないものと認めます。

よって、諮第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

次に、諮第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） ご異議はないものと認めます。

よって、諮第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議第43号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第43号 監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、大川敏雄議員の退席を求めます。

〔12番 大川敏雄君退席〕

○議長（小泉孝敬君） 当局の説明を求めます。

副市長。

○副市長（土屋徳幸君） それでは、議第43号 監査委員の選任についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の7ページをお開きください。

まず、本議案提出の根拠規定でございますが、地方自治法第196条第1項の規定により、議員選出の監査委員の選任につき議会の同意を求めるというもので、監査委員は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し、すぐれた識見を有する者及び議員のうちからこれを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができるというものであり、本市においては引き続き議員のうちから選任をさせていただくものであります。

次に、提案理由であります。議員のうちから選任されておりました監査委員が議員任期の満了となったため、新たに議員選出の監査委員を選任したいというものであります。

次に、選任したい方でございますが、下田市蓮台寺296番地の1にお住まいの大川敏雄さんと、生年月日は昭和16年2月4日の78歳であります。

大川さんの主な公職歴であります。昭和50年4月に下田市議会議員に初当選以来、現在で11期目であります。この間、昭和56年5月から昭和58年4月まで教育民生常任委員会委員長、平成9年5月から平成11年4月まで下田市議会議長の要職を、また、平成14年3月から同年6月まで第2次国土計画(下田市計画)審査特別委員会副委員長をそれぞれ歴任されております。

なお、平成15年6月26日から平成17年4月20日までの間、議会選出の下田市監査委員を務められており、ただいま申し上げた公職歴からも監査委員として適任の方であります。

以上のことから、大川敏雄さんを議員のうちから選任する監査委員として、ぜひともご同意を賜りますよう、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第43号 監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、大川敏雄議員の入場をお願いいたします。

〔12番 大川敏雄君入場〕

---

○議長（小泉孝敬君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしく申し上げます。

大変ご苦労さまでした。

なお、各派代表者会議を1時55分より第1委員会室で開催いたしますので、代表者の方はご参集のほどをよろしく申し上げます。

午後 1時46分散会